

マイナンバー(個人番号)のお届けについて

平成27年10月5日時点の住民票の住所に、11月中旬から12月にかけて、各個人のマイナンバーを記載した「通知カード」を世帯単位に簡易書留で郵送します。

必ずお受け取りいただきますようお願いいたします。



通知カード イメージ

通知カードが届いたら

- ① **カードを大切に保管する** マイナンバーは生涯変わりません。同じカードを使い続けますので、紛失しないようご注意ください。※紛失などで再発行する場合は、手数料が必要です。
- ② **各種手続きの際に利用** 社会保障、税の手続きの他、転居や婚姻など、カードの内容が変更になるときにもカードが必要です。
- ③ **勤務先に提示する** 会社が税や社会保障関係の手続きをするとき、従業員や家族のマイナンバーが必要になります。
- ④ **知らない人に教えない** マイナンバーが悪用される危険性を減らすため、マイナンバーは慎重に取り扱ってください。

個人番号カードを希望者に交付します

通知カードには、「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」が同封されており、申請すると平成28年1月から、個人番号カードの交付を受けることができます。

申請書に顔写真を添付して返信する方法や、スマートフォンで顔写真を撮影してオンライン申請する方法があります。詳しくは、同封の説明書でご確認ください。

※個人番号カードの取得は任意です。必ずしも交付申請をする必要はありません。



個人番号カード イメージ

個人番号カードの 利用方法	身分証明書	各種証明書をコンビニで取得 (平成28年7月以降)
	顔写真が印刷されるため、身分証明書として利用できます。	住民票などをコンビニエンスストアで取得できます。

◆問い合わせ先

- **日野町役場 住民課** (個別のご相談はこちらまでお願いします)
☎@6571 メール jumin@town.shiga-hino.lg.jp
ホームページ <http://www.town.shiga-hino.lg.jp/>
- **マイナンバーコールセンター** (通話料がかかります)
平日9時30分から17時30分まで(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
☎0570-20-0178 外国語: ☎0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)
- **マイナンバーのホームページ** <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- **個人番号カード総合サイト** <http://www.kojinbangocard.go.jp/>

